

関ヶ原町空き家財道具等処分事業補助金交付基準

内容	可否	
家財道具等の処分	○	ただし、処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人、又は個人事業者が行うものであること。
特定家庭用機器商品化法 （家電リサイクル法） により指定された家電製品の処分	○	
敷地内の樹木伐採・草刈等	×	